

## 京都市立芸術大学全学学生委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年3月31日一部改正)

(令和2年6月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

### (目的及び設置)

第1条 本学に学生の学生生活に関する重要事項を審議するため、京都市立芸術大学全学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部学生委員会の委員長
- (3) 各研究科学生委員会の委員長
- (4) 各学部学生委員会の副委員長
- (5) 各研究科学生委員会の副委員長
- (6) 教務学生課長
- (7) その他学生部長が必要と認める教員又は職員

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 公立大学法人京都市立芸術大学の授業料等に関する規程第7条第2項の規定による京都市立芸術大学授業料の減免に関する審査
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金に関する審査及び選考
- (3) 学生の学生生活に関する重要事項の審議と各学部及び研究科間の連絡調整
- (4) 学生の福利厚生及び学生問題に関する指導助言
- (5) その他学生生活に関し必要な事項

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の役員及び教職員を出席させ

ることができる。

5 委員長は、委員会の運営に資するため各学部学生委員会、各研究科学生委員会の決定事項の報告を求め、また学生問題などの事情を聴取することができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、教務学生課が行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。